

新年度を迎え、異動や採用により新たに道路管理の仕事に就かれる方も多いと思います。『北の交差点Q&A』は、道路管理とは何かを考えるコーナーとして、道路法における一般国道についての話題を基本にお伝えしています。今回は初級編第2弾をお伝えします。

Q6 一般国道の起点・終点・経過地など、いわゆるルートは誰が決めるのですか。

A6 一般国道とは、「・・・政令でその路線を指定したもの」をいう。と規定されおり、いわゆる一般国道のルートはこの路線の指定によって決定されます（5条）。

この決定は、最終的に閣議によって行われ「一般国道の路線を指定する政令」（昭和40年政令第58号）として主務大臣たる建設大臣と内閣総理大臣が連署の上、天皇の名によって公布されました。その後、路線が増えたり減ったりする都度改正されています。

現在までに6回の改正（平成4年4月3日の改正が最新）が行われ、1号から507号までの459路線が一般国道として指定されています。

この政令には、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならないとされています（5条-2）。

Q7 閣議決定前に建設大臣は、どのような手続をしているのでしょうか。

A7 建設大臣は、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査し、又は審議する諮問機関として道路審議会を置いています（79条）。

一般国道の路線の指定はこの道路審議会の答申を受けて、閣議に付されることになっています。

道路審議会は、道路に関し学識経験を有する者及び地方公共団体の職員の中から、建設大臣が任命した25人以内の委員により組織されています（80条）。

Q8 路線の指定に当たって道路審議会では、どのような審議がされるのでしょうか。

A8 一般国道の指定要件については、国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路など、一般国道等の意義が規定されています（5条）。いずれにしても、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路が一般国道であり、道路審議会ではこの様な観点等から審議されています。

Q9 誰もが安心して道路を利用できるようにするために、法律ではどのようなことが決められているのでしょうか。

A9 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされ、道路の維持管理は道路管理者の責務とされています（42条）。他方、利用者の側にも次に挙げるようなことが求められています。

禁止行為が規定されています。何人も①みだりに道路を損傷し、又は汚損すること、②みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること、を道路で行ってはならないと規定されています（43条）。

道路管理者は次のような場合には命令することができると規定されています。道路を通行している車両の積載物の落下により道路が損傷され、又は積載物によ

り道路が汚染される等、道路の構造に支障を及ぼすおそれがあるときは、車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正、その他通行の方法について、必要な措置を命ずることができます（43条-2）。

沿道区域の指定をすることができます。道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を沿道区域

として指定するとするとされています。沿道区域に指定された土地等の管理者は、損害又は危険を防止するための施設を設け必要な措置を講じなければなりません（44条）。なお、北海道の一般国道で沿道区域に指定されているところはありません。

道路管理者は通行の禁止又は制限をすることができます。道路の破損、決壊により交通が危険であると認められる場合などには道路の通行を禁止又は制限することができます（46条）。

違反行為等には、罰則が規定されています。みだりに道路を損傷し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通の危険を生じさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされています（99条）。

